

議案第 76 号

瑞穂町暴力団排除条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 24 年 12 月 3 日

提出者 瑞穂町長 石 塚 幸右衛門

(提案理由)

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）の改正に伴い、条例を改正する必要があるので、本案を提出する。

瑞穂町暴力団排除条例の一部を改正する条例

瑞穂町暴力団排除条例（平成 24 年条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中「第 9 条第 15 号から第 20 号までに掲げる行為」を「第 9 条第 21 号から第 27 号までに掲げる行為（同条第 25 号に掲げる行為を除く。）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。